平成２６年（フ）第５４７号
堺市南区茶山台２丁８番６―408号
債務者　板東　正弘
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
兵庫県小野市王子町27番地の１　エスペランサ107号
債務者　山本　健司
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第１３号
長崎県五島市三井楽町濱ノ畔3081番地、住民票上の前住所岡山県倉敷市連島町連島1868番地38
債務者　仁田　和志
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第１０６号
静岡県富士宮市若の宮町15番地の１　サンハイツ若の宮103号、前住所静岡県富士市北松野1004番地の１　グリーンヒルＵ―Ａ―101号
債務者　神　亀美子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１２１号
静岡県富士市中野948番地の２
債務者　秋山　美春
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１３８号
静岡県富士市天間955番地の11
債務者　田代　秀樹
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１５５号
愛知県江南市今市場町宮前69番地
債務者　磯村　泰之
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１７３号
愛知県犬山市大字橋爪字国正52番地４　ルミナス103、旧住所岐阜県関市山田1147番地14
債務者　市原　明美
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１７７号
愛知県一宮市萩原町東宮重字蓮原24番地１　新和楽荘
債務者　後藤　清三
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１８０号
愛知県岩倉市東新町下境52番地　岩倉団地51棟202号
債務者　萩原　祥子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４号
徳島県三好市池田町ハヤシ1051番地２
債務者　五島　由佳
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第３６８号
北九州市八幡東区神山町９番９号
債務者　森永　美樹
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３６号
長崎県長崎市花園町５番２―305号
債務者　小柳　　健
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３７号
長崎県長崎市花園町５番２―305号
債務者　小柳沙矢香
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８２号
北海道苫小牧市新明町５丁目11番17号　モードハイツＮＯ．２―206号
債務者　城石　俊幸（旧姓園木）
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第２６０号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘２丁目25番地の８　ファイン大富201
債務者　平　　豊
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３７２号
東京都品川区小山４丁目８番２号　コート・ＹＭ301
債務者　森　　栄樹（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係